メキシコ製ステンレス鋼へのダンピング最終決定パネル・上級委員会報告

(パネル報告 WT/ DS344/R、提出日:2007 年 12 月 20 日
上級委員会報告 WT/DS344/AB/R、提出日:2008 年 4 月 30 日
採択日:2008 年 5 月 20 日)

阿 部 克 則

Ⅰ. 事案の概要

1. 問題となった措置

本件で問題となったのは、米国法における「ゼロイング手続」である。メキシコによれば、米国商務省は、ダンピングの初回調査及び定期見直しにおいて、いわゆるゼロイング(ダンピング・マージンの算定において正常価額を上回る輸出価格が完全には反映されない計算方法)を行うよう、法的に義務付けられてしまっている。

メキシコが提起した「ゼロイング手続」は、より具体的には、「モデル・ゼロイング(model zeroing)」と「シンプル・ゼロイング(simple zeroing)」であった。モデル・ゼロイングとは、初回調査において、モデルごとに加重平均正常価額と加重平均輸出価額を比較する(W-W)際にゼロイングを行い、全体としてのダンピング・マージンを計算することであり、シンプル・ゼロイングとは、定期見直しにおいて、月ごとの加重平均正常価額と個々の輸出取引価格とを比較する(W-T)際にゼロイングを行い、全体としてのダンピング・マージンを計算することである。

メキシコは、米国の初回調査におけるモデル・ゼロイングそれ自体(as such)と、定期見直しにおけるシンプル・ゼロイングそれ自体(as such)が、WTO 協定違反であると申し立てると同時に、メキシコ製ステンレス鋼に対する AD 初回調査におけるモデル・ゼロイングの適用(as applied) 及び、同製品に関する定期見直しにおけるシンプル・ゼロイングの適用(as applied)についても申し立てた[1]。

2. 申立国の主張・請求の要約

①モデル・ゼロイングそれ自体は、GATT6 条、AD 協定 2.1 条、2.4 条、2.4.2 条、18.4 条、WTO 設立協定 16 条 4 項に違反すると請求する。その理由は以下の通りである。

(i) モデル・ゼロイングは、問題となっている産品のダンピング・マージンを全体として検討することを妨げるため、GATT6 条 1 項・2 項及び AD 協定 2.1 条に違反する。

(ii) モデル・ゼロイングは、問題となっている産品の比較可能なすべての輸出取引の価格の加重平均に基づいてダンピング・マージンを計算することを妨げるため、AD 協定 2.4.2 条に違反する。

(iii) モデル・ゼロイングは、ある輸出取引の価格を人為的に引き下げるため、AD 協定 2.4 条のもとでの正常価額と輸出価格の公正な比較を行う義務に違反する。

(iv) モデル・ゼロイングは、WTO 設立協定 16 条 4 項及び AD 協定 18.4 条の意味にいう「行政上

---

1 Panel Report, United States-Final Anti-dumping Measures on Stainless Steel from Mexico, WT/DS344/R, paras.2.1-2.2 [hereinafter Panel Report].

の手続」に該当するので、同条項の義務に反する。

②モデル・ゼロイングの本件初回調査における適用も、同様に WTO 協定の各条項に違反する。

③シンプル・ゼロイングそれ自体は、GATT6 条、AD 協定 2.1 条、2.4 条、9.3 条、18.4 条及び WTO 設立協定 16 条 4 項に違反する。

(i) シンプル・ゼロイングは、問題となっている産品を全体として考慮した場合のダンピング・マージンよりも、ダンピング・マージンが大きく算出されることになるので、ダンピング・マージンを人為的に過大に評価するもので、輸出者の真のダンピング・マージンをこえて AD 税をかけることになり、GATT6 条 1 項・2 項、AD 協定 2.1 条、及び、9.3 条に違反する。

(ii) シンプル・ゼロイングは、輸出者の真のダンピング・マージンを超えたダンピング・マージンを生じさせるので、AD 協定 2.4 条のもとでの正常価額と輸出価格の公正な比較を行う義務に違反する。

(iii) シンプル・ゼロイングは、WTO 設立協定 16 条 4 項及び AD 協定 18.4 条の意味にいう「行政上の手続」に該当するので、同条項の義務に反する。

④シンプル・ゼロイングの本件定期見直しにおける適用も、同様に WTO 協定に違反する。

３. 手続の概要

メキシコは、2006 年 5 月 26 日に米国に対して協議を要請し、同年 6 月 15 日に協議が行なわれたが不調に終わった。メキシコは、2006 年 10 月 12 日にパネル設置を DSB に要請し、同月 26 日の会合で、DSB はパネルを設置した。2007 年 12 月 20 日にパネル報告書が発出されたが、2008 年 1 月 31 日にメキシコは上訴を通知し、同年 4 月 30 日に上級委員会報告書が発出された。同年 5 月 20 日にはパネル・上級委員会報告書が DSB で採択された。

Ⅱ. パネル・上級委員会報告書の概要

1. パネル報告書の概要

（ア）「ゼロイング手続」一般は付託事項に含まれるか

メキシコは第 1 サブミッションにおいて、単一の措置としての「ゼロイング手続(zeroing procedures)」を問題となっている措置としているが、メキシコのパネル設置要請は、「初回調査におけるモデル・ゼロイング」と「定期見直しにおけるシンプル・ゼロイング」に限定されていた。そのため米国は、「ゼロイング手続」一般に関するそれ自体の請求について、付託事項外であり却下するようパネルに求めた。パネルは、米国の主張を認め、「初回調査におけるモデル・ゼロイング」と「定期見直しにおけるシンプル・ゼロイング」という 2 つの請求についてのみパネルは扱うことができるとした(7.11)。

（イ）モデル・ゼロイングそれ自体は違法か

この争点は、米国－軟材 V 事件(DS264)で上級委員会が扱ったものと同じである。当該事件で上級委員会は、モデル・ゼロイングが AD 協定 2.4.2 条にいう「比較可能なすべての輸出取引」を考慮に入れていないことを理由としているが、本パネルもこれに同意する。よって、モデル・ゼロイングは AD 協定 2.4.2 条違反である。モデル・ゼロイング」にかかるその他の請求については、訴訟経済によ

り判断しない(7.51-62)。

（ウ）モデル・ゼロイングの本件における適用は違法か

米国商務省がモデル・ゼロイングを本件において適用したことには争いはなく、モデル・ゼロイングそれ自体が AD 協定 2.4.2 条に違反するとの認定をしたことから、モデル・ゼロイングの本件における適用も、AD 協定 2.4.2 条違反を構成する(7.63)。

（エ）シンプル・ゼロイングそれ自体は違法か

米国-EC ゼロイング事件(DS294)と米国－日本ゼロイング事件(DS322)において上級委員会は、シンプル・ゼロイングはWTO協定違反だとしたが、本パネルは上級委員会の理由づけに反対せざるを得ない。パネルは、同じ問題を扱った過去の上級委員会の決定に従う義務はなく、上級委員会は、事実上パネルが先例に従うことを期待しているにすぎない。本パネルの分析は、過去のパネル判断の単なる繰り返しではなく、DSU11 条のもとで我々が義務付けられている「問題の客観的検討」を行ったものである。上述の事件で上級委員会は、GATT6 条及び AD 協定 2.1 条の解釈として「ダンピング・マージンは、産品全体で決定されなければならない」とし、かつ AD 協定 9.3 条の解釈として「ダンピングの決定は、すべての手続において、個々の輸出者又は外国生産者に関して計算されなくてはならない」としたが、これらの解釈は、確固とした条文上の根拠がない。条約の解釈規則に従った解釈によれば、取引ごとにダンピングは存在しうるとの解釈は排除されず、また輸入者ごとにダンピングを決定するという解釈も許容される。よって定期見直しにおけるシンプル・ゼロイングが GATT6 条、AD 協定 2.1 条、2.4 条、9.3 条に違反するとのメキシコの請求を棄却する。AD 協定 18.4 条と WTO 設立協定 16 条 4 項に基づく請求については、訴訟経済により判断しない(7.101-7.150)。

（オ）シンプル・ゼロイングの本件における適用は違法か

シンプル・ゼロイングそれ自体が WTO 協定に違反しないとすでに認定したので、シンプル・ゼロイングの本件定期見直しにおける適用が WTO 協定に違反するとのメキシコの請求も棄却する(7.150)。

２. 上級委員会報告書の概要

（ア）定期見直しにおけるシンプル・ゼロイングそれ自体は違法でないとしたパネルの判断は誤りか。

GATT6 条及び AD 協定の諸条項から、輸入者がダンピングをするとか、輸入者がダンピング・マージンを持つということはありえず、AD 協定 9.3 条においてもダンピング・マージンは同じ意味を持つ。また、個別の取引ごとにダンピングやダンピング・マージンが存在するということは、AD 協定の基本原則と相容れない。よって、AD 協定 9.3 条は、シンプル・ゼロイングを許容していない。PNV(Prospective Normal Value)システムを使用している加盟国の場合、PNV が不適切に決定されたのならば、見直しが要求できるのであって、AD 税の徴収システムの相違について、AD 協定は中立である。またパネルは、常にゼロイングが禁止されれば W-W 比較と W-T 比較とは常に同じ結果となるとしたが、これは両者において同じ加重平均正常価額が用いられているとの前提の上に成り立つ

論理だと思われるので、W-T 比較が実際にどのように機能するかには、不確実性がある。いずれにしても、米国-軟材 V 事件で上級委員会が示したように、W-T 比較は例外であって、それ自体では AD 協定 2.4.2 条第 1 文の 2 つの比較方法の解釈を決定するものではない。よって、定期見直しにおけるシンプル・ゼロイングそれ自体が、GATT6 条 2 項及び AD 協定 9.3 条に違反するので、この点についてのパネル判断を取り消す。この争点については、他に許容される解釈はない(83－136)。

（イ）シンプル・ゼロイングの本件定期見直しにおける適用は違法でないとしたパネル判断は誤りか

定期見直しにおけるシンプル・ゼロイングそれ自体が違法であるのだから、本件におけるその適用も GATT6 条 2 項、AD 協定 9.3 条に違反する。よって、本件におけるシンプル・ゼロイングの適用は違法ではないとのパネル判断を取り消す(137-138)。

（ウ）定期見直しにおけるシンプル・ゼロイングそれ自体が AD 協定 2.4 条に違反しないとのパネル判断は誤りか

パネルは、シンプル・ゼロイングそれ自体が AD 協定 2.4 条に違反しないとしたが、その判断は GATT6 条及び AD 協定 2.1 条、9.3 条に関する理由づけと認定に依拠していた。後者について我々はすでにパネル判断を取り消しているから、自動的に前者のパネル判断も取消す。ただし、シンプル・ゼロイングそれ自体が GATT6 条 2 項及び AD 協定 9.3 条に違反するとすでに我々は認定しているから、AD 協定 2.4 条に関する追加的な認定は不要である(141-144)。

（エ）同一の問題を扱った過去の上級委員会報告に従わなかったことで、パネルは DSU11 条に違反したか

上級委員会の報告は、紛争当事国以外を拘束するものではないが、その法解釈やレイシオ・デシデンダイを無視してよいわけではない。同一の問題を扱った過去の上級委員会報告にパネルが従わないことは、一貫した予測可能な先例の発展を阻害し、対象協定のもとで加盟国の権利・義務を明確化することが妨げられる。よって、パネルのアプローチは、WTO の紛争解決手続の適切な機能にとって深刻な意味を持ち、強い懸念を抱く。ただし、パネルの問題は、法的争点の誤解から生じたものであり、その誤りはすべて上級委員会が訂正したため、DSU11 条違反に関する認定は行わない(154-162)。

Ⅲ. 論点整理・考察

1. 上級委員会報告の先例拘束性

本件の最も重要な争点は、定期見直しにおけるシンプル・ゼロイングの協定整合性であるが、この争点の構図は、本件に先立つ米国―EC ゼロイング事件（DS294）、及び、米国―日本ゼロイング事件（DS322）とほとんど同じであった。すなわち、パネル段階では、シンプル・ゼロイングは協定違反とはいえないと判断されたが、上級委員段階では、パネル判断が覆され、シンプル・ゼロイングは協定違反と認定されている。さらに、3 つの事件でパネルが、シンプル・ゼロイングは協定違反とはいえな

いとした理由づけも、(1)W-W 比較以外の方法においては個々の取引ごとにダンピング・マージンを観念しうること[2]、(2)PNV 制度をとる国ではダンピング・マージンは取引ごとに算出されること[3]、及び、(3)ゼロイングを一般的に禁止すると AD 協定 2.4.2 条第 2 文が無意味になること[4]、という 3 つの点にあることも共通している。

本件で上級委員会は、上記の2つのケースと同様に、パネルが依拠した3つの理由は失当としてパネル判断を取消したが、それにとどまらず、過去の上級委員会判断のパネルに対する拘束力についても踏み込んだ考え方を示した。この点で本件は、米国—EC ゼロイング事件及び米国—日本ゼロイング事件とは、大きく異なるので、本評釈も、シンプル・ゼロイングの協定整合性よりも、上級委員会判断の先例拘束性という一般的論点に焦点を当てることとする。

本件で上級委員会は、紛争当事国以外に対して上級委員会報告は拘束力がないとしながらも、過去の上級委員会報告に含まれるレイシオ・デシデンダイをパネルは無視する自由はないとした。この説示は何を意味するのだろうか。

レイシオ・デシデンダイ(ratio decidendi)とは、先例拘束性の原理と関連して、先例たる判決の中で、判例法としての規範的効力を持つ部分をいう[5]。ここでいう先例拘束性の原理とは、判例法主義をとる英米法諸国において、判決において宣明された法規範は、将来の類似の事件に対して拘束力を持つとする法理である。この法理のもとでは、判決は、当該事件について既判力(res judicata)をもつだけでなく、将来の事件に対する法源となり、下級裁判所はこれに従わなければならないとされるが[6]、その際に重要なのが、何がレイシオ・デシデンダイであるかという点である。すなわち、判決に含まれる重要な事実に関する法的判断（レイシオ・デシデンダイ）のみが先例法として拘束力を持つのであり、判決文のそれ以外の部分は傍論(orbiter dictum)であって、法的拘束力のない参考資料であるにすぎない。このように、レイシオ・デシデンダイという概念は、判例法主義における先例拘束性の原理と密接に結びついているのである。

それでは、レイシオ・デシデンダイという概念を上級委員会が用いたことは、先例拘束性原理を WTO 紛争解決手続に持ち込むものなのだろうか。上級委員会は、これまでにも、「採択されたパネル報告は、GATT acquis であり、適切な場合に考慮されるべきだ(should)」（日本-酒税事件）[7]、「我々は、将来のパネルにとっての解釈指針(interpretative guidance)を提供した」（米-エビ（マレーシア 履行手続）事件）[8]、「過去の上級委員会報告に従うことは、適切なだけでなく、同じ問題の場合にパネルによって期待されるものである」（米-OCTG サンセット事件）[9]などと説示していたが、レイシオ・デシデンダイという概念は用いていなかった。また上級委員会は、本件でレイシオ・デシデンダイという概念に言及しながら、パネルがそれに従う義務があるとまでは述べておらず、パネルの DSU11 条違反も認定していない。

---

2 Panel Report, *supra* note 1, paras. 7.119-7.128.
3 Panel Report, *supra* note 1, para. 7.133.
4 Panel Report, *supra* note 1, para. 7.136.
5 田中英夫（編集代表）『英米法辞典』（東京大学出版会 1991 年）696 頁。
6 伊藤正己・田島裕『英米法』（筑摩書房 1985 年）337 頁。なお、イギリスにおいては、最高裁判所である貴族院判決の自己拘束性も先例拘束性の原理の一部として扱われる。WTO においても、上級委員会判断の自己拘束性という文脈で議論しうる問題ではあるが、別稿に譲る。
7 Appellate Body Report, *Japan - Taxes on Alcoholic Beverage*, WT/DS8,10,11/AB/R, DSR 1996:I, at 108.
8 Appellate Body Report, *United States - Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products Recourse to Article 21.5 of the DSU by Malaysia*, WT/DS58/AB/RW, DSR 2001:XIII, at 6508, para.107
9 Appellate Body Report, *US-Oil Country Tubular Goods Sunset Reviews*, WT/DS268/AB/R, para.188.

さらに国際法においては、一般に、先例拘束性の原理は認められていない。国際司法裁判所規程59条は「裁判所の裁判は、当事者間においてかつその特定の事件に関してのみ拘束力を有する」と定め、国際海洋法裁判所規程 33 条 2 項も「(国際海洋法裁判所)の裁判は、紛争当事者間において、かつ、当該紛争に関してのみ拘束力を有する。」と規定している。

上級委員会は、DSU にはパネルと上級委員会の間に上下関係(hierarchical structure)があるとし、上級委員会の協定解釈に関する役割を強調したうえで、自らの報告書の中での協定解釈の明確化(clarification)は個別の事件を超えて妥当性があるとしているが(AB Report para.161)、引用されている DSU3.2 条、17.6 条、17.13 条から先例拘束性の原理が導かれるとまでは言い難い。

以上のことからすれば、先例拘束性の法理が WTO 紛争解決手続において認められるわけではなく、常設の上訴機関としての位置づけから生ずる事実上の拘束力を上級委員会報告は有するにとどまると言えよう。このような判例の事実上の拘束力は、先例拘束性の原理を採用しない制定法主義の国でもみられるところであり、判例の拘束力に関する明文規定がないにもかかわらず[10]、事実上上級裁判所の先例に従うことがなされている[11]。そのため、下級裁判所が最高裁判所の判例に従わないことも違法ではなく、実際にそのようなケースもあるが[12]、結局最高裁判所によって破棄されること、また最高裁判所の法令解釈統一機能から、下級裁判所はほとんどの場合において最高裁判所の判例に従うのである[13]。本件の上級委員会が示した考え方もこれに類似したもので、DSU17.13 条のパネル判断取消権限を根拠とした上訴機関の立場を鮮明にしたものと言える。その意味で、先例拘束性の原理を背景としたレイシオ・デシデンダイという概念を上級委員会が用いたことは、ややミスリーディングであろう。

それでは、上級委員会の判断に、事実上であるとしても拘束力を認めることは妥当であろうか。この点は、WTO 紛争解決手続の法的性格をどのように見るかで評価が分かれることになる。まず、パネル・上級委員会手続を裁判的手続としてみれば、上訴機関による法解釈統一機能から、上級委員会の先例のパネルに対する拘束的機能を重視すべきだと言えよう。この立場は、本件で上級委員会が依拠しているように、DSU3.2 条の「紛争解決制度は多角的貿易体制に安定性及び予見可能性を与える中心的要素である」ことを強調することになる。他方、WTO 紛争解決手続を非裁判的手続としてみれば、個別の紛争解決を第一義とし、上訴機関の先例から離れることも場合によっては肯定的に評価される余地があろう。この立場の根拠は、DSU3.4 条の「紛争解決機関が行う勧告又は裁定は、この了解及び対象協定に基づく権利及び義務に従って問題の満足すべき解決を図ることを目的とする」との文言になると考えられる。WTO 紛争解決手続は複合的な性格であるため、単純な結論はできないが、WTO 体制において新たに常設の上訴機関として上級委員会が設置され、DSU17.6 条においていわば法律審としての役割を与えられていること、及び、上級委員会の「判例(jurisprudence)」が維持されることに対する WTO 加盟国の合理的な期待を保護することなどから、パネルが原則として過去の上級委員会の判断に従うことは妥当であると考えられる。

---

[10] わが国の裁判所法 4 条は「上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する」と規定し、先例拘束性を否定している。

[11] 中野他『判例とその読み方』改訂版（有斐閣　2002 年）14－16 頁；滝沢正『フランス法』第 3 版（三省堂 2008 年）283 頁。

[12] 滝沢、前掲書、283 頁；戸松秀典『憲法訴訟』第 2 版（有斐閣　2008 年）402－403 頁。

[13] なお、中野他、前掲書 24 頁は、判例の拘束力は事実上のものだが、「その根底には最高裁判所のするであろうような判断をせよという裁判官の職務上の義務がある」とし、間接的な法的根拠があるとする。

なお、本件を含む一連のゼロイング事件のような事態が生じてしまったことの一つの理由は、現行AD協定自体の妥協的性格にある。ウルグアイ・ラウンドにおいてもAD協定改定交渉は難航し、多くの論点で明確な合意が得られなかった。ゼロイングもその一つであり、AD協定の特殊な性格が背景にある。こうした論点について、上級委員会の先例に拘束性を認めることは、一種の司法立法機能をWTO 紛争解決機関が果たすことになり、重要な意味を持つ。ゼロイング紛争と並行して行われていたドーハ・ラウンドのAD協定改定交渉では、2007年11月にゼロイングを許容する条文案がルール交渉議長から提示され[14]、米国を除く多くの国から強い批判が出たが、2008年12月の改訂議長テキストでは、ゼロイング合法化条文は削除されており[15]、今後の交渉の行方が注目される。

本件の後の紛争処理においては、米国―継続ゼロイング(DS350)パネルが、本件上級委員会報告と同様に定期見直しのGATT6条2項及びAD協定9.3条違反を認定しており、当該争点については、非常に消極的な姿勢ではあるがパネルも上級委員会の先例に従うこととなり、決着を見たと言えよう[16]。

2．条約法条約31条1項にいう「趣旨・目的」とは条約全体の趣旨目的か、特定の規定も含むか

本件では、条約法条約31条1項にいう「趣旨・目的」に関して、パネル中間報告に対する当事国の意見が表明された。米国は、条約法条約にいう「趣旨・目的」とは条約全体の趣旨・目的であるとし、メキシコは、特定の条項の「趣旨・目的」を考慮することは排除されないとした。この点につきパネルは、同条項の”object and purpose”には”its”が付いているのに対し、”context”には”their”がついていることからすると、「趣旨・目的」は条約全体のものであるとした[17]。

この点については、EC－冷凍鶏肉事件の上級委員会が、すでに同様の判断を示しており、すでに確立された解釈であるとしているが[18]、そこではシンクレア(Ian Sinclair)の著書がオーソリティとして引かれているだけでそれ以上の根拠はない。またオーソリティとして引用されているシンクレアの著書の該当部分は、上級委員会がいうような条約法条約31条1項の解釈を明示しているわけではなく、十分な根拠になっているとは言い難い。逆に近時の学説では、個別の条項の趣旨目的を考慮に入れることを示唆するものもある[19]

また、過去の上級委員会報告では、特定の条項の「趣旨・目的」も解釈において考慮しているものもある。例えば日本-酒税事件では、「（GATT）第3条の根本的な目的は、内国税と規制措置の適用における保護主義を回避することにある」[20]と述べられており、米国-ガソリン事件[21]や米国-エビ事件[22]でも、GATT20 条の目的に言及がある。さらに、EC－冷凍鶏肉事件パネル報告書は、農業協定の

[14] Draft Consolidated Chair Texts of the AD and SCM Agreements, TN/RL/W/213.
[15] New Draft Consolidated Chair Texts of the AD and SCM Agreements, TN/RL/W/236.
[16] Panel Report, *United States - Continued Existence and Application of Zeroing Methodology*, WT/DS350/R, para. 7.182. このパネルは、上級委員会の先例に従う理由として、DSU3.3条の「事態の迅速な解決」を挙げている。
[17] Panel Report, *supra* note 1, para. 6.16.
[18] Appellate Body Report, *European Communities - Customs Classification of Frozen Boneless Chicken Cuts*, WT/DS269,286/AB/R, para. 238.
[19] ALEXANDER ORAKHELASHVILI, THE INTERPRETATION OF ACTS AND RULES IN PUBLIC INTERNATIONAL LAW 353-54(2008).
[20] Appellate Body Report, *supra* note 7, at 109.
[21] Appellate Body Report, *United States-Standards for Reformulated and Conventional Gasoline*, WT/DS2, DS4/AB/R, DSR 1996:I, at 20. “It is, accordingly, important to underscore that the purpose and object of the introductory clause of Article XX is generally the prevention of “abuse of the exceptions of]what was later to become] Article [XX].”
[22] Appellate Body Report, *United States-Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products*, WT/DS58/AB/R, para.116. “Moreover, the Panel did not look into the object and purpose of the chapeau of Article XX.”

趣旨目的も理論的には考慮に入れうるという立場をとっているが[23]、この立場では、WTO 協定の附属書に掲げられている諸協定のそれぞれの趣旨目的も考慮されるので、「条約全体の趣旨目的」といった場合、どこまで含まれるのかその境界は不明確である。このように考えれば、特定の条項の「趣旨・目的」を解釈において考慮することは妨げられないとすることが妥当であろう。

３. その後の経過

2008 年 6 月 2 日の DSB 会合において米国は、DSB 勧告の履行を表明し、その後合理的な履行期間を決定するための RPT 仲裁が行われた。2008 年 10 月 31 日仲裁人は、パネル・上級委員会報告の採択後 11 カ月と 10 日が合理的な期間であると決定した。本件の合理的な履行期間は、2009 年 4 月 30 日に終了する。

[23] Panel Report, *European Communities - Customs Classification of Frozen Boneless Chicken Cuts*, WT/DS269,286/R, para. 7.317, note 523.